

第 6 章

地域金融協力とは何か？

——世界各地域における金融協力に関する一考察——

中川 利香

要約：

経済のグローバル化の進展にともない、金融面では資本の流れはもとより、規模も大きく変化を遂げてきた。その結果、いくつかの国では通貨危機を経験するという事態が発生した。とりわけ、アジア通貨危機は IMF の対応あり方などについて大きな議論をよぶところとなったほか、この地域に金融協力の枠組みを作るきっかけとなった。紆余曲折を経て成立したアジアの「地域金融協力」であるが、そもそも「地域金融協力」とは何であろうか。実は「地域金融協力」という枠組みを用いて協力体制を築いているのは他の地域にも存在する。本章では、世界の「地域金融協力」の制度を考察することによりその特徴を明らかにし、地域金融協力とは何かを提示する。

キーワード：

地域金融協力 欧州通貨制度 為替安定基金 南米準備基金 チェンマイ・イニシアチブ

はじめに

経済のグローバル化が進むにつれて、金融面では資本の流れとともにその規模も大きく変化を遂げてきた。こうした変化は通貨危機を引き起こすなどの不安定要因となっている。もちろん、通貨危機が発生する背景には、高いインフレ率、経常赤字の拡大、財政赤字の拡大など、マクロ経済運営の問題が当該国通貨の対外価値を維持することに不安を生させ、一斉に資本が流出することによって通貨危機が発生することが多い。しかしながら、とくに1990年代後半に発生したアジア通貨危機のケースをみると、必ずしも通貨危機に見舞われた国のマクロ経済運営に深刻な問題があったとはいえない。資本収支危機、または21世紀型危機とよばれたアジア通貨危機の発生は、理論面の議論はもとより、危機に対するIMFのあり方などについても大きな議論をよぶところとなった。同時に、この地域に自己防御策としての地域金融協力の仕組みを作るきっかけとなった。当初、アジアの地域金融協力として日本はIMFの地域版であるアジア通貨基金構想（AMF構想）を発表したが、アメリカの激しい反発があり実現には至らなかった。しかし、地域として通貨危機の支援に関する話し合いを継続させたいという思いがこの地域にオーストラリア、ニュージーランド、カナダ、アメリカの4カ国を加えた財務相・中央銀行総裁代理会合の開催（於マニラ、1997年11月）につながったのである。このとき発表されたのが、「金融・通貨の安定に向けたアジア地域協力強化のための新フレームワーク」、いわゆるマニラ・フレームワークであった。

このようにアジアの地域金融協力は紆余曲折を経て成立しているが、そもそも「地域金融協力」という枠組みを用いて協力体制を築いているのはアジア以外の地域にも存在する。したがって、ひとくちに「地域金融協力」といっても、それが何を意味するのかは各地域の制度の内容に立ち入って理解することが必要であろう。本章では以上のような問題意識を踏まえつつ、世界のような地域で行われている地域金融協力について考察することにより、地域金融協力とは何かを明らかにすることを目的としている。本研究会のテー

マである「IMF と開発途上国」を取り巻く 이슈のなかでアジア通貨危機を契機に注目が高まった地域金融協力と IMF との関係を論じるにあたり、まず地域金融協力とは何かを理解する必要があると考えられる。こうした作業を通して世界各地で行われている地域金融協力について理解を深めることは、アジア地域の金融協力が特徴的であることを明らかにすることにつながり、アジアにおける地域金融協力の将来、ひいてはこれからの地域金融協力のあり方を展望する一助となると考えられよう。本章の構成は次の通りである。1 では地域金融協力とは何かを考える際に留意する必要がある点について述べる。2 では、なぜ地域で金融協力を行おうとするのか、そのモチベーションについてまとめる。3 では、世界のさまざまな地域で行われている金融協力について考察し、その特徴を明らかにする。最後に本稿をまとめ、結論とする。

なお、本章の考察では地域金融協力を行う初期条件として異なる通貨をもつ国がメンバーとなって協力の枠組みを創設しているケースに限定し、植民地統治からの独立以後も旧植民地通貨を使用している地域や、カレンシーボード制を採用した後に共通通貨を導入した地域、あるいは導入しようとしている地域——例えばアフリカや中米、中東など——についての考察は別の機会を設けたい¹。

1. 地域金融協力とは何か？

地域金融協力とは何か？まず考える必要があるのは、「地域」をどう規定す

¹ その理由として、地域金融協力を行う初期条件が異なること、情報量が乏しいために具体的な考察を行うことが困難であることを明記しておく。ここで筆者が考える初期条件とは、本文中に示した通り、異なる通貨を用いている国が地域金融協力を行っているか、あるいはそうした過程を経ずに植民地統治時代の制度の流れで共通通貨を導入しているか、という点を考慮した。前者と後者とでは制度の成り立ちが全く異なるため、議論を分けることにし、後者の考察については別の機会をもちたい。

るかという点であろう。EU のように拡大し続けている地域があることからわかるように、地域をどこで区切るかという問題は極めて難しい。James [1996]も指摘するように、地域を規定するものは経済以外の要素——とくに政治的要素——によって決定されることが多い (James [1996], p. 471)²。地域金融協力が政治的なプロセスを経て決定される場合が多いことを鑑みると、純粋に経済的側面からの「地域の区切り」を明示することは難しいかもしれない。

地域を明確に規定することは難しいとしても、「地域」に「金融協力」という要素が入る場合はどのように考えることができるだろうか。香港金融庁総裁の Joseph Yam は 1997 年の IMF 総会で開催された Per Jacobsson Lecture において、地域金融協力は (1) 誰が (主体)、(2) 何のために (目的)、(3) どうやって協力するのか (方法)、という 3 つを考慮する必要があると提言している。Yam によれば、(1) は利害関係にある当事者同士が協力の主体になるとし、(2) はその主体が抱える共通の (金融の) 目的のために行動すること、としている (Yam [1997])³。そのように考えると、「地域」とはある金融の問題に関して利害関係にある近隣諸国をひとつの区切りとすることができるかもしれない。そのようにして規定された「地域」の中央銀行、財務省あるいはその両方が地域金融協力を進める主体となる⁴。

さらに Yam は、(3) に関しては様々な方法がありうるとしている。例えば、情報の交換、通貨管理面での中央銀行の協力、金融機関の監督、制度、外貨準備の管理などがあげられ、究極の協力のスタイルは通貨統合を達成するための金融協力であるとしている。このように、地域金融協力の主体がどこにあるのかによっても、協力の目的や方法は異なってくる。例えば、協力の主体が中央銀行である場合を考えてみよう。中央銀行は金融政策を発動する主

² James [1996] は、政治のロジックが入り込めば市場を歪めることになり、経済的な損失が発生するとして地域的な枠組みに否定的な考えを示している (James [1996], p. 471-472)。

³ Yam [1997]の問題点をあえて指摘するならば、regional monetary cooperation と regional financial cooperation の相違を考慮していない点であろう。

⁴ 通貨当局が中央銀行と財務省のどちらであるのかに関係する。

体であり、それは国内の目的を達成するものである。しかし、適切な金融政策を発動するためにいくつかの点で国際的な協力の仕組みが必要であると言及する。例えば、金融システムの安定にとって重要な銀行の監督や決済システムなどがあげられる。さらに中央銀行間の地域金融協力を3つのレベルに分けると、最も基本的なレベルとして他国の中央銀行との緊密なコミュニケーションと経験の共有、よりフォーマルなレベルとして規制、監督、基準、経済状況や金融市場、資本フローなどの情報収集と情報共有⁵、最も制度的なものとして、国際準備の管理システムを地域で構築することであると指摘されている（Macfarlane [1996]）。

このように、地域金融協力とは「利害関係にある国々が共通して抱える金融の問題に対し、地域的な協力の枠組みによって解決しようとする試み」であり、その方法は課題に応じてインフォーマルなレベルからフォーマルなレベルまで存在するといえるだろう。これらの指摘は「地域金融協力とは何か」を整理する際に有益な情報を提示してくれているといえる。

2. 地域金融協力のモチベーション

地域金融協力は域内における共通の金融問題の解決を図るために行われるものであることは既に述べた。確かに、ひとつの問題が他国にも共通して存在するということはある。しかし、それに対して協働の仕組みを作る必要があるのはなぜなのだろうか。第2節ではこの問いに答えるべく、地域金融協力のモチベーションについて論じてみたい。

地域金融協力を推進する一般的なモチベーションとして、実体経済の結びつきが深化したため金融面での協力も行われるようになる点に着目する必要があるだろう。典型的な例として欧州通貨制度（European Monetary System:

⁵ 各国中央銀行の共通する関心事項である決済システムの発展、市場の規制や銀行監督政策の調和などを目指して安定的な金融制度の構築を進めることもここに含まれている。

EMS) のケースがあげられる。もともと異なる通貨をもつ国が通貨統合を達成するにはさまざまな条件をクリアする必要があるが、欧州ではそのひとつに域内諸国の為替レートの変動を一定の範囲内に収めることが求められた。通貨統合の前段階としてこのような為替レートシステムに参加する場合、メンバー国は規定以上に自国の為替レートが変動する恐れが発生した際には無制限に市場介入する義務を負う。また、国際収支の不均衡に起因する通貨危機を防止するための融資制度も地域金融協力の枠組みとして必要である。

これに加えて、経済のグローバル化や金融自由化が進んだ世界ではある国の政策の外部効果が国際的に波及する事態が生じるようになったという点も大きく関係しているだろう⁶。一国の政策の外部効果が最も早く現れるのは近隣諸国であることが多く、そうした国々が地域として協力の必要性を高めているという指摘もある (Macfarlane [1996])。例えば 1997-98 年にかけてのアジア通貨危機のように、一国で発生した通貨の暴落が急速に近隣諸国に伝播するという現象が起こった場合、その対策はまず地域で取り組むのが望ましいというのである (Kuroda and Kawai [2003])。また、アジア通貨危機では IMF の対応が適切でなかったと指摘されたことも地域の取組みの必要性を高めたといえるだろう (Montiel [2004], Wade and Venoroso [1998], Dutta [2000],

⁶ これは国際公共財の議論に相当するといえよう。国際公共財とは、「国際社会において、ある国の支出がその国にとってのみならず、他の国にとっても、直接便益を高める方向で働く正の外部性があるときに、その財は国際公共財と呼ばれる」と定義しているのが一般的なようである (井堀 [1990])。国際公共財のうち経済に関係するものとしては、自由貿易システム、きちんと定義された財産権、度量衡の標準 (基軸通貨、固定為替レートなども含む)、市場のメンテナンス、供給不足を補完する手段、金融危機における最後の貸し手などがあるとされている (Kindleburger [1986])。Girardin [2004] は、サーベイランスも国際公共財であると指摘している。これらのうち、金融に関係するものは最後の貸し手であり、最後の貸し手としてマネーを供給する際にはそれを必要とする国の経済状況を調査する必要があることから、サーベイランスも必要となる。現状、国際的な最後の貸し手とサーベイランスを提供しているのは、国際通貨基金 (IMF) である。なお、Kaul, Grunberg and Stern [1999] は、地球公共財 (global public goods) という言葉を用いて類似した議論を展開している。地球公共財とは、全ての国、集団、世代に便益をもたらす普遍性をもつ財であり、少なくともその便益は複数の国におよび、いかなる集団や世代、現在や未来などの時間における差別がないという基準を満たしている必要があると定義されている (Kaul, Grunberg and Stern [1999], p. 16)。

Montiel [2004], Danareksa Research Institute [2004]など)⁷。

この他、地域金融協力が参加国にもたらすメリットとして注目できるのは、意思決定の早さであろう。地域で発生した危機に対し、グローバルなレベルで取り組もうとすると意思決定に時間がかかる。迅速な判断と対応が必要な通貨危機という緊急事態においては、地域的な取り組みの方が適切であるということも指摘されている (Henning [2002], Kuroda and Kawai [2003])。

Brauer [2002]によれば、地域金融協力のモチベーションについて、アジアのケースに関しては経済面と戦略面、そして感情的な側面が関係していると述べる。経済的なモチベーションは、地域的な金融危機の回避あるいは解決のために地域金融協力が必要である点を強調している。一方、戦略面として地域的な取り組みが行われる理由は、アメリカの影響力に対する防御と、IMF など国際機関に対するアメリカの影響力と釣り合いをとるためであるとする。さらに、地域の感情としてアジア通貨危機の支援策を策定する過程において発生したアメリカおよび IMF に対する不信感が地域をひとつにまとめているというのである。

以上のように、地域金融協力を推進するモチベーションは、制度上の必然性および外生的なショックからの自己防御策、そしてアジアのケースについては IMF に対する感情的なものがあげられる。とくに自己防御策をモチベーションとする場合、地域金融協力を行うことで域内諸国にメリットをもたらすことが大きなモチベーションとなる。しかしながら、それが全世界的な視点から良好な仕組みであるか否か、すなわち国際金融システムの安定性に寄与するものであるか否かは別の議論が必要であることに留意する必要がある点を指摘しておきたい。地域金融協力がクラブ財として域外を排除する性質をもてば、国際金融界（とくにアメリカ財務省と IMF）から批判が噴出する

⁷ IMF のプログラムについては、当時、財務省の最前線で交渉にあたっていた榊原氏が「タイやインドネシアに対してあれだけ厳しい構造改革を要求したアメリカや IMF がロシアに要求した構造改革はデューマ（ロシア議会）の反対を考慮し、アジアとの比較では明らかに微温的なものだった（榊原 [2005], p. 58）」と IMF のアジアに対するやり方を批判している。

であろうし、容易に資金援助を引き出せる枠組みを作り出すことでモラルハザードが発生する可能性を高め、国際金融システムの安定性を損なう枠組みとなってしまうかねない (Henning [2002])。ゆえに、自己防御策としての地域金融協力は国際金融システムの安定化とそれを推進する役割を担う IMF とのバランスを保ちながら行うことが求められているのが現状であるといえよう。

3. 世界の地域金融協力

第3節では実際に世界の各地域で行われている地域金融協力の事例からその特徴を明らかにしてみよう。

(1) 資金支援をとまなう地域金融協力の枠組み

(a) ユーロッパ

ユーロ導入以前のヨーロッパでは、通貨統合に向けた地域金融協力が行われていた。主なものは、超短期融資制度、短期融資制度、中期融資制度の3つである (表1)。いずれの制度も EMS の創設 (1979 年) 以前に作られた制度であったが、規模や条件などが変更されて EMS に引き継がれた。EMS では各国通貨の他通貨に対する中心レートが定められ、そこから $\pm 2.25\%$ の変動許容幅が与えられた⁸。この上下限相場に達した場合には中央銀行の介入が義務付けられるのである。超短期融資制度 (very short-term financing facility) はその義務を果たすために設置されたものである⁹。この制度では、通貨ごとに定められた変動幅に為替レートをおさめることが目的であるため、融資金額の上限は設けられておらず、コンディショナリティも付与されない。借入期

⁸ 一部の国については $\pm 6\%$ の変動幅を選択することができた。

⁹ 変動幅の上下限での介入義務は、弱い通貨も強い通貨も介入しなければならない。介入における対称性が定められたのが EMS の特徴である (van Ypersele and Koeune [1985], 田中 [2004])。

間は介入際最終日から 45 日までとされており、返済が難しい場合は初回に限り期日が 3 ヶ月間延長される。しかしそれを超える期間の借入が必要な場合は EMS 加盟国中央銀行で組織された総裁委員会 (Committee of Governors) によって短期通貨支援制度 (short-term monetary support) あるいは中期金融援助制度 (medium-term financial assistance) に移行すべきか否かが判断される。もし国際収支の不均衡問題の解決に時間がかかると判断された場合は、短期通貨支援制度 (借入期間 3 ヶ月、2 回まで延長可) による借入に変更される。さらに、国際収支の不均衡問題が当該国に深刻な悪影響を及ぼしていると判断され、問題の解決に時間が必要である場合には中期金融援助制度 (借入期間 2~5 年) による借入が可能となる。ただし、この場合は経済の抜本的な改革が必要であることが想定されるため、コンディショナリティが付与される。このコンディショナリティは経済・財務相理事会 (Council of Ministers of Economics and Finance: ECOFIN)¹⁰によって決められるものであり、いわゆる IMF の定めるコンディショナリティとは別のものである¹¹。

(b) 北・中米

この地域で行われている金融協力では、為替安定基金 (Exchange Stabilization Fund) と北米枠組み取極め (North American Framework Agreement) がある (表 1)。前者は、1934 年の金準備法によってアメリカが外国通貨当局に対する金とドルとの交換レートを (金 1 オンス=35 ドル) を維持するために設置されたものである。この基金は金本位制が崩壊し、ブレトンウッズ体制になってからも存続した。ブレトンウッズ体制の崩壊以降もこの基金と IMF との関係は極めて強く、IMF による融資と連動する形で基金からの融資が行われる。Henning [1999]によれば、為替安定基金からの資金支援は IMF の目的と矛盾しないように行わなければならないと定められており、IMF か

¹⁰ 各国の財務省と中銀から 1 名ずつと理事会から 2 名で構成される。

¹¹ なお、中期金融援助制度においては借入の上限が定められており、各国に定められた信用上限の 50%を超えてはならないとされている (van Ypersele and Koeune [1985], Ungerer, Evans, Mayer, and Young [1986])。

らの融資が決定するまでのブリッジ・ローン（つなぎ融資）を提供するものとされている。このブリッジ・ローンは IMF からの融資（の一部）が為替安定基金に返済されることを期待して実行される。すなわち、返済資金の目処がつかない限り為替安定基金からの資金支援は行われない。よって、追加融資は IMF の追加融資が決定された場合にのみ実行される。為替安定基金の創設以来、特に第二次世界大戦後は多くの国と 2 国間および多国間のスワップ協定を結んでいたが、国の数は次第に減少しており、1994 年以降はメキシコ、マケドニア（1994 年）アルゼンチン（1995 年）、ブラジル（1998 年）、ウルグアイ（2002 年）と協定が結ばれた¹²。

一方、後者は 1994 年に NAFTA（北米自由貿易協定）が発効したのにもない、アメリカ、カナダ、メキシコの 3 カ国で締結された取極めである。この取極めの特徴は、IMF 融資を必要とするような危機に陥った場合に IMF 融資が実行されるまでのブリッジ・ローン（つなぎ融資）の提供である。したがって、この取り決めも資金支援の際に IMF プログラムが必須となっている¹³。

(c) 南米

南米には、ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラの 5 カ国で構成されるアンデス共同体にコスタリカを加えた 6 カ国が加盟する南米準備基金（Latin American Reserve Fund: FLAR）¹⁴がある（表 1）。FLAR は 1976 年にアンデス準備基金（Andean Reserve Fund）¹⁵として発足した準備金の集中管理（reserve pooling）の仕組みである¹⁶。設置の目的は、(1) メンバール国の国際収支調整のために信用および第三国保証を供与すること、(2) カ

¹² スワップ枠が未使用のまま期限が終了したものも含む。

¹³ この取極めは、メキシコで通貨危機が発生した際に大きな役割を果たしたとされている。

¹⁴ スペイン語名 Fondo Latinoamericano de Reservas の頭文字をとった FLAR の方が通用していることから、本稿でも略称として FLAR を使用する。

¹⁵ スペイン語では Fondo Andino de Reservas。

¹⁶ 1991 年に現在の名称に変更した。

ルタヘナ協定と 1980 年モンテビデオ条約で示された義務を果たすために、メンバー国の為替・貨幣・金融政策の調和に貢献すること、(3) メンバー国による国際準備の投資条件を改善すること、とされている。FLAR の創設根拠となっているカルタヘナ協定 (Cartagena Agreement) は、共同市場の創設に向けて協力を通して発展することを目的として 1969 年 5 月に締結された協定であり、1980 年モンテビデオ条約 (Montevideo Treaty of 1980) は、ラテン・アメリカ共同市場の創設と将来的な経済統合を目標に据えてアルゼンチン、ボリビア、チリ、コロンビア、エクアドル、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラの 10 カ国によって 1980 年 8 月に批准された条約である。これらの協定と条約に定められた義務を果たすため、FLAR には流動性不足や非常時の対応を目的とした短期融資の枠組みと、国際収支問題の解決や債務再編を目的とした中期融資の枠組みがある¹⁷。融資の際に IMF プログラムは不要となっており、サーベイランスに関しても正式な協調関係はない¹⁸。なお、FLAR が果たした役割については、それを肯定するもの (吉田 [2004]) と、資金規模が小さいことや弱い通貨の国による枠組みであることから極めて限定的であったと指摘するもの (Rajan and Siregar [2004]) が存在し、コンセンサスは得られていないようである¹⁹。

(d) 東・東南アジア

この地域では 1977 年に ASEAN スワップ取極め (ASEAN Swap Arrangement: ASA) が締結された (表 1)。インドネシア、マレーシア、フィリピン、シン

¹⁷ 融資の実行は加盟国中央銀行の申請に基づいて行われるが、融資実行前に加盟國中銀総裁と基金総裁で構成される FLAR の理事会による調査が行われる。また、融資金額は次のうち小さい方を上限とする。短期融資の場合：①払込資本の 1～1.5 倍 (ボリビアとエクアドルは 1.1～2.1 倍)、②クォータ (払込資本の 250%、ボリビアとエクアドルは 260%) から現在の借入額を差し引いた額。中期融資の場合：①払込資本金の 1.5 倍 (ボリビアとエクアドルは 1.6 倍)、②クォータ (払込資本の 250%、ボリビアとエクアドルは 260%) から現在の借入額を差し引いた額 (Latin American Reserve Fund [2004])。

¹⁸ 2006 年 9 月にワシントンで筆者が IMF で行ったインタビューによる。

¹⁹ 筆者が 2006 年 9 月に IMF や学界関係者と行ったインタビューでは、後者の評価が多かった。

ガポール、タイの5カ国によるスワップ協定であり、国際収支問題の解決や一時的な国際流動性不足の対応を目的としている。各国の拠出金は2,000万ドル、総額1億ドルの協定であったが、2000年11月にブルネイ、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、ラオスの5カ国が加盟し、資金規模も10億ドルに拡大した²⁰。また、2005年5月のASEAN+3財務相会議（於イスタンブール）で資金規模を2倍にすることが決定され、2006年9月の時点で資金規模は20億ドルとなっている。

この他、アジア通貨危機の際には日本からの支援プログラムが作られた（通称、新宮澤プラン）（表1）。このプログラムでは、短期的には経済改革の過程で生じた資金需要への対応を目的としたスワップと、中長期的にアジア諸国の実体経済の回復を目指した貸付および保証がある。融資の方法は日本輸出入銀行（現在の国際協力銀行）を通じた融資とソブリン債の購入、円借款の供与となっていることから、金利などの融資条件は緩やかなものとなっているのが特徴である。

また、2000年にはASEAN+3の枠組みによるスワップ取極めが締結された。通称チェンマイ・イニシアチブ（Chiang Mai Initiative: CMI）と呼ばれるこの枠組みは、通貨危機の経験から、同様の危機の再発防止を目的としてドルを融通し合う制度である。この最大の特徴は、IMFプログラムなしで融通できる金額はスワップ金額の20%までとなっており²¹、残りはIMFプログラムを必要としている点である。すなわち、事実上IMFによるコンディショナリティの実行を前提としてスワップを実行する仕組みとなっている（表1）。

Henning [2002]は、ASAは金額が小さいこと、複数国への供与は行われな
いこと、ルールが不透明であるなどの理由から地域への貢献度は小さいもの

²⁰ 各国の拠出金は次の通り。創設当時の5カ国とブルネイは1億5,000万ドル、ベトナム6,000万ドル、ミャンマー2,000万ドル、カンボジア1,500万ドル、ラオス500万ドル（Kuroda and Kawai [2003], p. 19）。なお1997年時点で公表されている情報では、借入上限は拠出金の2倍までとなっている。その後は情報が公開されていない。

²¹ 2000年の取極め締結当初は10%であったが、2005年のASEAN+3財務大臣会合で20%に拡大された。

の、CMI が ASA の弱点を補完することが可能であると述べている。

(2) 資金支援をともしない地域金融協力の枠組み

(a) 東・東南アジア

アジア通貨・経済危機を経験したこの地域ではさまざまな協力の取り組みが行われている。それらは、①域内サーベイランス、②情報・意見交換および政策対話、③債券市場育成、④調査・研究、⑤人材育成の5つに分類することができる（表2）。

①域内サーベイランス

1997 年、ASEAN+3、アメリカ、カナダ、オーストラリアの財務大臣および中央銀行総裁、IMF、世界銀行、アジア開発銀行、国際決済銀行がフィリピンのマニラで会合を開催した。この際に合意された協力の枠組みはマニラ・フレームワークと呼ばれている。マニラ・フレームワークは東・東南アジアにおける自助（self help）や支援メカニズムの強化を目的としたものである。取り組む点として合意されたのは、(1) IMF のサーベイランス²²を補完するための域内サーベイランス、(2) 金融セクター強化のための技術支援、(3) IMF の対応能力強化のための方策、(4) IMF 融資を補完する協調支援アレンジメント、の次の4点である。これを受けて1998年にASEANでサーベイランスの仕組みが導入されている。マニラ・フレームワーク・グループは定期的に会合を開いて合意内容の実施状況などに関する意見交換を行って

²² IMF のサーベイランスとは、IMF の中心的役割のひとつであるメンバー国の対外的な安定を促進するための政策対話の過程において行われるモニタリングと協議（consultation）のことを意味する。一般的なサーベイランスは①為替政策、財政・金融政策、②金融セクターの状況、③リスクと不安定性の評価、④制度的・構造的課題の4項目をカバーする。なお、①については、従来は経常収支や対外債務に重点が置かれていたが、グローバル資本市場の発展を鑑みて危機防止の観点からリスクや不安定性にも重点が置かれるようになっている（IMF ホーム・ページ、<http://www.imf.org/external/np/exr/facts/surv.htm>）。なお、アジアの域内サーベイランスについては明確な定義はないが、IMF のサーベイランスを補完することを趣旨としていることから、IMF によるサーベイランスの定義と大きく変わるものではないと考えられる。

表 1. 地域金融協力の取組み (資金支援がともなうもの) ¹

	枠組み	協力の タイプ	設置年	目的	貸出条件				実施の決定	IMF プログラム
					期間	金利	更新	コンディショ ナリティ		
ヨーロッパ	超短期融資 制度	貸付	1970	外国為替市場への介入 義務の遂行	介入最終日から45日間	ECU 貸出金利	3 ヶ月まで 可 ²	なし	加盟国中央銀行	不要
	短期融資制度	スワップ	1970	一時的な国際収支の解決	3 ヶ月	市場金利	Max 3 ヶ月 を 2 回まで 可	初回はなし	為替レートが 変動幅上下限 に達したら自 動的に発動	不要
	中期融資制度	スワップ	1971	国際収支問題の解決	2～5 年	ECOFIN ³ が 決定		あり	ECOFIN	不要
北・中米	為替安定基金	スワップ	1934	①為替レート安定化 ②IMF 融資が決まるま でのブリッジローン	原則 6 ヶ月以 内		可	なし	財務省	必要
	北米枠組み取 極	スワップ	1994	IMF 融資が決まるま でのブリッジローン	3 ヶ月	3 ヶ月 TB 金利	1 年まで可	非公式	財務省	必要
南米	南米準備基金	外貨準備の 集中管理	1976	短期：流動製不足、非常 時の対応	6 ヶ月～1 年	基金総裁の 提案に基づ	可		基金総裁	不要
				中期：国際収支問題の解決、債務再編	3 年 (1 年据置)	き理事会が 決定			理事会	

表1. つづき

	枠組み	協力の タイプ	設置年	目的	貸出条件				実施の決定	IMF プログラム
					期間	金利	更新	コンディショ ナリティ		
東・東南アジア	ASEAN スワップ取極	スワップ	1977	①国際収支問題の解決、 ②一時的な国際流動性不足の対応	1～3 ヶ月	市場金利	Max3 ヶ月 まで可	なし	各国中央銀行、財務省	不要
	アジア通貨危機支援に関する新構想	スワップ	1998	短期：経済改革の課程で生じた資金需要への対応				なし	財務省	不要
		貸付、保証		中長期：実体経済の回復				なし	財務省	不要
	チェンマイ・イニシアチブ	スワップ	2000	①アジア通貨危機の再発防止 ②東アジアにおける自助・支援メカニズムの強化	3 ヶ月	CCL 金利 ⁴	2 年まで可	IMF によるもの	各国中央銀行、財務省	必要

【注】1. 斜線は情報が公開されていないために不明であることを表す。

2. 欧州通貨協力基金（仏：Fonds Européen de Coopération Monétaire：FECOM）と債権者の合意がある場合に限り。
3. 経済・金融大臣評議会（Council of Ministers of Economics and Finance）。各国財務省と中央銀行から1名ずつと、理事会から2名で構成。
4. IMFの短期融資制度のContingent Credit Linesを意味する。

【出所】ヨーロッパ：van Ypersele and Koeune [1984]、Henning [2002]

北・中米：US Department of the Treasury ホーム・ページ (<http://www.treas.gov>)、Henning [1999, 2002]

南米：Latin American Reserve Fund ホーム・ページ (<http://www.flar.net>)

東・東南アジア：Henning [2002]、Kuroda and Kawai [2003]、Asian Development Bank ホーム・ページ

(<http://aric.adb.org/regionalcooperation/index.asp>)、財務省ホーム・ページ(<http://www.mof.go.jp>)

いたが、第12回会合（2004年11月30日～12月1日）で当初の目的が達成されたとの認識から終了が合意された²³。

②情報・意見交換および政策対話

通貨危機の要因となった短期資本の突然かつ大規模な流出を経験したこの地域では、ボランティアベースで短期資本フローのデータ交換を行う仕組みが2001年に導入された。財務省によれば、現在、日本は韓国、フィリピン、タイ、インドネシア、ベトナム、ブルネイの6カ国にデータを提供している²⁴。これに加えて、ASEAN+3 財務大臣会合の枠組みにおいて、経済状況のレビューと政策対話を促進する体制が整えられている（Economic Review and Policy Dialogue: ERPD）。ERPДは域内経済状況の把握を目的とし、経済状況や政策課題に関する対話に重点を置くものである。

③債券市場育成

2002年のASEAN+3 財務大臣会合では、アジア債券市場イニシアチブ（Asian Bond Market Initiative）が合意され、債券市場育成に必要とされる問題について調査・研究を行うことが決定した²⁵。この理由は、アジア通貨危機の要因として指摘される二重のミスマッチ問題への対処が必要であるとの共通認識があったことによる。ASEAN+3 は貯蓄率が高いにも関わらず、対

²³ 財務省に確認（2006年11月8日）。

²⁴ 財務省ホーム・ページ（<http://www.mof.go.jp>）

²⁵ アジア債券市場イニシアチブでは、（1）債券発行主体の拡大・通貨建ての多様化（発行主体の拡大、現地通貨建て債券の発行促進など）と（2）環境整備（保証、域内格付け機関の育成、決済システムなど）の2つの大きなテーマを掲げ、6つの作業部会を設置して検討している。参考までに、6つの作業部会が取り組む課題は、①新担保証券の開発（タイ）、②信用保証と投資メカニズム（韓国、中国）、③外国為替取引と決済システム（マレーシア）、④国際開発金融機関、外国政府機関、域内多国籍企業による現地通貨建て債券の発行（中国）、⑤格付け制度（シンガポール、日本）、⑥技術支援協力（インドネシア、フィリピン、マレーシア）となっている（カックの中は議長国）。詳細については、アジア債券オンライン（<http://asianbondsonline.adb.org/regional/regional.php>）を参照されたい。また、各作業部会の進捗状況に関するレビューは多くの文献が発表されている（例えば木原[2004]、柏原[2006]など）。

外借り入れをドルに依存しており、しかもそれは短期性資金であった。ドル建てで短期性資金を借り、現地通貨に交換した後に長期の投資に回していたのである。通貨と期間のミスマッチを解消するには、ドルへの依存から脱却し、域内の貯蓄を域内の投資に生かすことが必要との認識が高まった。そのためには債券市場を活用することが望ましいとされたが、各国の債券市場の発展度合いに相違があることから、まずは市場の育成に取り組むことが必要であった。

債券市場育成の取り組みは、中央銀行レベルでの協力体制も整えられている。2003年、東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（Executives' Meeting of East Asia-Pacific Central Banks: EMEAP）²⁶において債券市場の発展を促進するためにアジア債券基金1（Asian Bond Fund 1）とアジア債券基金2（Asian Bond Fund 2）がそれぞれ2003年と2004年に設置された²⁷。財務大臣レベルの合意が域内貯蓄の還流を目指すものであるのに対し、EMEAPによる債券市場の育成は各国中央銀行が保有する外貨準備の集中管理（reserve pooling）システムを作り、外貨準備の運用におけるリスク分散と収益性向上もねらいとされている。

④調査・研究

調査・研究を協力して推進する枠組みは、ASEAN+3 リサーチ・グループによるものがある。ASEAN+3 リサーチ・グループでは、地域金融協力の中長期的な課題について関係国政府および中央銀行で議論を行うことを目的とし、毎年テーマを定めて担当国が調査にあたっている²⁸。

²⁶ 1991年設置。EMEAPのメンバーは、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、日本の中央銀行および通貨当局。

²⁷ 基金の仕組みに関する解説は EMEAP ホーム・ページ（<http://www.emeap.org>）、日本銀行ホーム・ページ（<http://www.boj.or.jp>）に掲載されている。また、最近までの動向をおさえた文献として柏原 [2006]などがあげられる。

²⁸ 参考までに、2003－2004年のテーマは、①東アジアの地域金融アーキテクチャーと②東アジアの為替レート取極めであった。2004－2005年のテーマは、①東アジアにおける経

⑤人材育成

東・東南アジア地域では、金融の専門的知識を有する実務家を育成する取り組みも行われている。これは中央銀行が協力の主体となるが、先に述べた EMEAP はそのひとつである。そのほかに、東南アジア中央銀行総裁会議 (South East Asian Central Banks: SEACEN)²⁹や、アジア太平洋中央銀行会議 (South East Asia, New Zealand, Australia: SEANZA)³⁰などの枠組みもある。いずれも金融に関する情報・意見交換、調査、中央銀行職員に対する研修を行うことが目的である。この中で最も古い SEANZA は、情報交換と中央銀行職員の研修を行うことを目的として 1956 年に設置された。一方 SEACEN は、1966 年に非公式の会合を開催している。1982 年に公式な枠組みとなるまでは情報交換を目的としていたが、次第に IMF や世界銀行、アジア開発銀行に対する voting group 形成のための意見交換の場となり現在では中央銀行職員の研修、人事交流、調査などに重点を置いて活動している。

(b) 南アジア

南アジアにおいても情報交換の面で協力の枠組みが存在する。1998 年、南アジア地域協力連合 (South Asian Association for Regional Cooperation, SAARC)

済サーバイランスと政策対話、①東アジアにおける貿易、投資及び金融における統合、②チェンマイ・イニシアチブの中期的な機能強化の探求、③経済成長及び金融統合における民間セクター開発の役割となっている。また 2005－2006 年のテーマは、①資本フローの自由化と制度的枠組み、②資産管理業の育成などによる資本市場の発展、③将来の域内政策調整：金融市場の自由化と資本市場の育成の検討が定められた。そして、2006－2007 年には①アジア地域の一層の金融安定に向けた地域通貨単位構築の手順の検討、②ASEAN＋3 諸国における金融のコングロマリット化とその意味があげられている。

²⁹ 1982 年設置。メンバーはインドネシア、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、韓国、台湾、モンゴル、ブルネイ、フィジー、パプアニューギニア、カンボジア、ベトナム。

³⁰ 1956 年設置。メンバーはオーストラリア、インド、ニュージーランド、パキスタン、スリランカ、バングラデシュ、中国、香港、インドネシア、イラン、日本、韓国、マレーシア、マカオ、モンゴル、ネパール、パプアニューギニア、フィリピン、シンガポール、タイ。

表 2：地域金融協力の取組み（資金支援がともなわないもの）

	枠組み	協力のタイプ	設置年	目的
東・東南アジア	マニラ・フレームワーク ¹	サーベイランス、政策対話	1997	東アジアにおける自助・支援メカニズムの強化
	ASEAN サーベイランスプロセス ²	サーベイランス、情報交換	1998	①地域経済・金融に関する情報交換と議論、②マクロ経済安定化・金融システム強化に向けたピアレビューと早期警戒システムの構築、③聞き防止のための政策対話、④世界経済・金融に関するモニタリングと議論
	資本フローのデータ交換 ³	情報交換	2001	①短期資本フローのモニタリング、②政策協調促進
	経済・政策対話 ³	政策対話	2002	域内経済情勢の把握
	アジア債券市場イニシアチブ ³	債券市場育成	2002	①域内貯蓄活用、②二重のミスマッチ問題解消
	アジア債権基金 1 ⁴	債券市場育成（外貨準備の集中管理）	2003	①域内債券市場の育成、②外貨準備の効率的運用
	アジア債券基金 2 ⁴		2004	
	ASEAN リサーチ・グループ ³	調査・研究	2003	地域金融協力の中長期的な課題の調査と議論
	アジア太平洋中央銀行会議 ^{5, 6}	情報交換、人材育成	1956	①金融に関する情報交換、②中央銀行職員に対する研修
	東南アジア中央銀行総裁会議 ^{5, 7}	情報・意見交換、調査、人材育成	1982	①情報交換、②金融に関する調査・研究の促進、③中央銀行職員に対する研修
	東アジア・オセアニア中央銀行役員会議 ^{5, 8}	情報・意見交換	1991	①金融政策運営に関する情報・意見交換、②作業部会による調査

表2：つづき

	枠組み	協力のタイプ	設置年	目的
南アジア	南アジア地域協力連合中央銀行・財務大臣ネットワーク	情報交換、政策対話	1998	①マクロ経済政策の対話、②情報共有

- 【注】 1. 協力の主体はブルネイ、インドネシア、フィリピン、シンガポール、タイ、マレーシア、日本、韓国、中国、香港、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、アメリカの各財務大臣および中央銀行総裁、IMF、世界銀行、アジア開発銀行、国際決済銀行が参加した会議で合意。
2. 協力の主体はASEAN。
3. 協力の主体はASEAN+3（日本、韓国、中国）。
4. 協力の主体は東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）。
5. 中央銀行主体の協力の枠組み。
6. South East Asia, New Zealand, Australia（SEANZA）。メンバーはオーストラリア、インド、ニュージーランド、パキスタン、スリランカ、バングラデシュ、中国（マカオ、香港含む）、インドネシア、イラン、日本、韓国、マレーシア、モンゴル、ネパール、パプアニューギニア、フィリピン、シンガポール、タイ。
7. The South East Asian Central Banks（SEACEN）。メンバーはインドネシア、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、韓国、台湾、モンゴル、ブルネイ、フィジー、パプアニューギニア、カンボジア、ベトナム
8. Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks（EMEAP）。メンバーはオーストラリア、中国、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、日本。

【出所】 東・東南アジア：Henning [2002]、Kuroda and Kawai [2003]、Asian Development Bank ホーム・ページ(<http://aric.adb.org/regionalcooperation/index.asp>)、財務省ホーム・ページ(<http://www.mof.go.jp>)、東アジア・オセアニア中央銀行役員会議ホーム・ページ (<http://www.emeap.org>)、日本銀行ホーム・ページ (<http://www.boj.or.jp>)、東南アジア中央銀行総裁会議ホーム・ページ (<http://www.seacen.org>)

南アジア：Central Bank of Bangladesh ホーム・ページ (<http://www.bangladesh-bank.org/saarcfinance/saarcfinance.html>)

³¹は中央銀行・財務大臣ネットワーク（SAARCFINACE）を創設した。このネットワークは 12 の目的を掲げているが、主なものとして①中央銀行や財務省間の人材交流と情報交換、②域内の銀行法例の調和の検討、③決済システムの効率化と金融・為替協力、④マクロ経済政策面の緊密な協力により各国の経験や考えを共有、⑤中央銀行、財務省、金融機関の人材育成、⑥経済・金融問題の調査・研究、⑦メンバー国による提案事項に関する検討、などがあげられる（SAARCFINANCE ホーム・ページ）。SAARC は将来的な共同市場の創設および共通通貨の導入に向けた協力体制の根幹をなすものとして SAARCFINANCE を位置づけているが、取組みはまだ始まったばかりである。

（3）地域金融協力の特徴

このようにしてみると、世界各地域で行われている金融協力のタイプは大きく分けて、①為替レート安定化や国際収支問題を解決するための資金支援、②サーベイランス、③域内資本活用のための債券市場の育成、④共通課題に関する調査・研究、情報交換と共有、意見交換や政策対話、実務家レベルの人材育成や交流、の 4 つに分類することができるだろう。①については東・東南アジアにみられるように、サーベイランスがともなうことがあるため、①と②を切り離さない場合もある。また③については、協力の主体が地域の財務大臣レベルおよび中央銀行レベルでそれぞれ取組みが進められている。そして④については、協力の内容が多岐にわたると同時に制度的枠組みが比較的緩やかなケースがある。こうしてみると、この 4 つのタイプをまとめて広い意味での金融協力（regional financial cooperation）であると捉えることができ、①はマネタリーな面に焦点が絞られていることから、狭義の金融協力（regional monetary cooperation）と分類することができるだろう（図 1）

³²。

³¹ SAARC は 1985 年に設立。メンバーは、バングラデシュ、ブータン、インド、モルジブ、ネパール、パキスタン、スリランカの 7 カ国。

³² 本稿では地域金融協力の理解を深めるために実態に沿った形で地域金融協力を狭義の

こうした特徴に加えて地理的な側面から特筆すべき点は、アジアにおける地域金融協力の枠組みが多いことであろう。なかでも東・東南アジアの広範にわたる協力の枠組みが際立っている。この地域での金融協力が開始された時期をみると、ASA 以外は全てアジア通貨危機以降であり、アジア通貨危機が金融面での地域的な取り組みが必要であるとの認識を高めたといえる。また、CMI では IMF プログラムの実施を前提とした枠組みであることも大きな特徴といえる。

図 1：地域金融協力のタイプ

		協力のタイプ
広義の金融協力 (regional financial cooperation)	狭義の金融協力 (regional monetary cooperation)	タイプ 1 : ・為替レート安定化、国際収支問題の解 例) 外貨準備の集中管理、スワップ貸付
		タイプ 2 : ・サーベイランス
		タイプ 3 : ・金融インフラ開発と育成 例) 債券市場育成など
		タイプ 4 : ・情報や各国の経験の共有および協議 例) 情報・意見交換、政策対話 ・人材育成 例) 中央銀行による研修・人材交流 ・共通の課題について調査・研究 例) リサーチ・グループ

【出所】筆者作成。

おわりに

以上、本章では地域金融協力とは何かという点について、協力の (1) 主体、(2) 目的、(3) 方法について明らかにしてきた。また、なぜ地域的に金融協

地域金融協力 (regional monetary cooperation) と広義のそれ (regional financial cooperation) に分類したが、以後特に断りのない限り「地域金融協力」とは広義の意味を指すこととする。

力の枠組みを形成する必要があるのかというモチベーションについても論じてきた。さらに世界各地域の金融協力の枠組みの内容と特徴を考察し、タイプ分けを試みた。本章の考察によって明らかになった点は、次の4点に集約することができるだろう。第1に、地域金融協力の内容は画一的でなく、協力をを行う目的によってさまざまな方法が存在していたということである。また、協力の主体は中央銀行、財務省のいずれか、または両方という場合が多い。とくに1990年代以降に創設された枠組みは、狭義の地域金融協力のみならず広義の地域金融協力をを行うものが多く、重層的な協力の枠組みが存在している。第2に、国際金融システムの安定化において重要な役割を担っているIMFとの関係をみると、北米地域（北米枠組み取極め）と東・東南アジア地域(CMI)のみがIMFプログラムの実行を前提にした枠組みとなっている。北米地域はアメリカの存在によってIMFプログラムが必須であるのは容易に想像できる。しかし、通貨危機の対応策として経済の建て直しに必ずしもすぐに必要とは思われない内容を含む厳しいコンディショナリティを突きつけられた東・東南アジア地域の場合、IMFに対する感情は国によって温度差があるものの必ずしも良いとは言えない。そうした地域の枠組みであるチェンマイ・イニシアチブにおいて、IMFプログラムなしで利用できる金額としてスワップ規模のわずか20%（2005年に10%から拡大）としたのはいかなる理由によるのだろうか。AMF構想が実現に至らなかったことや、この地域で最大の資金の出し手である日本政府の意向が大きく影響したかもしれない。また、地域金融協力の分析を行う際にはIMFがそれに対してどのような見解を持っているか、そして地域金融協力が国際金融システムの安定化に十分に寄与するものであるのか否かについての議論を深める必要がある。さらに開発途上国とIMFの関係という観点からは、地域金融協力をを行うことによってそうした地域がIMFとどのように関わろうとしているのかという点、すなわち従来の「国」とIMFの関係の議論に加えて「地域」とIMFの関係の議論も必要となってくるだろう。これらの点は今後の課題としたい。

【参考文献】

<日本語文献>

- 井堀利宏 [1990] 「国際公共財の負担問題 No.1-No.6」、『やさしい経済学』日本経済新聞 2 月 22 日—28 日。
- 柏原千英 [2006] 「東アジア地域における金融協力フレームワークの進展と課題——ASEAN+3 における取組みを中心として——」、平塚大祐編『東アジアの挑戦——経済統合・構造改革・制度構築——』、東京：アジア経済研究所、pp. 403-433。
- 木原誠二 [2004] 「アジア債券市場育成イニシアチブについて」、ファイナンス、第 469 号、pp. 7-11。
- 榊原英資 [2005] 『日本と世界が震えた日——サイバー資本主義の成立——』東京：角川ソフィア文庫。
- 吉田且頼 [2004] 「ラテン・アメリカの金融協力フレームワーク」、『国際経済金融論考』6 月 15 日 (http://www.iima.or.jp/pdf/IER_2004/IE04No2.pdf) (2006 年 11 月 8 日ダウンロード)。

<英語文献>

- Brouwer, Gordon [2002], “The IMF and East Asia: A Changing Regional Financial Architecture”, Finance Working Papers No. 384, East Asian Bureau of Economic Research.
- Danareksa Research Institute [2004], “Toward a Regional Financial Architecture for East Asia,” Danareksa Research Institute.
- Dutta, M. [2000], “The Euro Revolution and the European Union: Monetary and Economic Cooperation in the Asia-Pacific Region,” *Journal of Asian Economics*, 11, pp. 65-88.
- Girardin, Eric [2004], “Information Exchange, Surveillance Systems, and Regional Institutions in East Asia,” in ADB (ed.), *Monetary and Financial*

- Integration in East Asia: The Way Ahead*, Volume 1, pp. 53-95.
- Henning, C. Randall [1999], *The Exchange Stabilization Fund: Slush Money or War Chest?*, Washington D.C.: Institute for International Economics (IIE).
- _____ [2002], *East Asian Financial Cooperation*, Washington D.C.: IIE.
- James, Harold [1996], *International Monetary Cooperation Since Bretton Woods*, Washington D.C.: International Monetary Fund (IMF).
- Kaul, Inge, Isabelle Grunberg and Marc A. Stern [1999], “Defining Global Public Goods,” in Kaul, Inge, Isabelle Grunberg and Marc A. Stern (ed.), *Global Public Goods*, New York: Oxford University Press, pp. 2-19.
- Kindleburger, Charles P. [1986], “International Public Goods without International Government,” *American Economic Review*, Vol. 76, No. 1, pp. 1-13.
- Kuroda, Haruhiko and Masahiro Kawai [2003], “Strengthening Regional Financial Cooperation in East Asia,” PRI Discussion Paper Series No. 03A-10.
- Latin American Reserve Fund [2004], *Constitutive Agreement Bylaws of the Assembly, Bylaws of the Fund*, 10th edition, Bogota D.C.: Colombia (<http://www.flar.net/>) (2006 年 7 月 15 日ダウンロード) .
- Macfarlane, I. J. [1996], “International Monetary Co-operation in Asia”, *Reserve Bank of Australia Bulletin*, December 1996, pp. 12-16.
- Montiel, Peter J. [2004], “An Overview of Monetary and Financial Integration in East Asia.” In ADB (ed.), *Monetary and Financial Integration in East Asia: The Way Ahead*, Volume 1, pp. 1-52.
- Rajan, Ramkishan and Reza Siregar [2004], “Centralized Reserve Pooling for the ASEAN+3 Countries,” in Asian Development Bank (ed.), *Monetary and Financial Integration in East Asia: The Way Ahead*, Volume 2, New York: Palgrave Macmillan.
- Ungerer, Horst, Owen Evans, Thomas Mayer, and Philip Young [1986], *The European Monetary System: Recent Developments*, Occasional Paper No. 48,

Washington D.C.: IMF.

Yam JP, Joseph [1997], “Asian Monetary Cooperation,” Speech at the Per Jacobsson Lecture, September 21, 1997.

van Ypersele, Jacques and Jean-Claude Koeune [1985], *The European Monetary System: Origins, Operation and Outlook*, Cambridge: Woodhead-Faulkner.

Wade, R. and F. Venoroso [1998], “The Resources Lie Within.” *The Economist*, November 7, pp. 19-21.

<ウェブサイト>

aric.adb.org/regionalcooperation/index.asp (アジア開発銀行)

www.bangladesh-bank.org/saarcfinance/saarcfinance.html (バングラデシュ中央銀行)

www.boj.or.jp (日本銀行)

www.emeap.org (東アジア・オセアニア中央銀行役員会議)

www.flar.net (南米準備基金)

www.mof.go.jp (財務省)

www.seacen.org (東南アジア中央銀行総裁会議)

www.treas.gov (アメリカ財務省)